

平成28年度

第10回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

平成29年1月23日、大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫は、平成28年度第10回農業委員会総会を大多喜町役場大会議に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 地籍調査による農地の地目認定について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による
農用地利用集積計画について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について

報告第2号 利用権の中途解約に係る通知について

報告第3号 農地の転用事実に関する照会について

<出席委員> (8名)

1 番委員 : 加曾利益弘	2 番委員 : 佐川順一郎
5 番委員 : 磯野幸作	6 番委員 : 藤平重男
7 番委員 : 押元康郎	8 番委員 : 猿田義久
1 0 番委員 : 山岸 潔	1 1 番委員 : 岩瀬貞夫

<欠席委員> (3名)

3 番委員 : 齋藤豊彦	4 番委員 : 君塚作治
9 番委員 : 浅野幸男	

<出席した職員>

事務局長 吉野敏洋 事務局 秋山賢次 寺井絵里

開 会（午後 2 時 2 8 分）

局長（吉野）

午後からの現場確認、大変お疲れ様でございました。定刻をまわっておりますけれども、本日はお忙しいところご出席頂きましてありがとうございます。只今より平成28年度第10回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。

本日は8名の委員さんのご出席をいただいておりますので大多喜町農業委員会会議規則第7条の規定によりまして会議は成立いたします。なお、3番委員の齋藤委員、4番委員の君塚委員、9番委員の浅野委員におかれましては、本日、都合によりご欠席との連絡を受けておりますので、ご報告いたします。

それでは、大多喜町農業委員会会議規則第8条の規定によりまして岩瀬会長に議長をお願いいたします。

議長（岩瀬会長）

本日は大変お寒いところ現場確認、お疲れさまでした。新年を迎えまして初めての総会でございます。よろしく願いいたします。それでは、早速ではございますが本日の議事日程3の議事録署名人の指名について大多喜町農業委員会会議規則第14条の第2項の規定により議事録署名人を指名いたします。本日は5番委員の磯野委員さんと6番委員の藤平委員さんをお願いいたします。

それでは、早速、議事日程4の議件に入らせていただきます。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局（寺井）

それでは、3頁をお開きください。議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 下記のとおり、農地法第5条の規定による転用を伴う賃借権設定の許可申請があったので、その可否について意見を求める。平成29年1月23日提出 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫 番号15 所在・地番 森宮地先 地目 畑 地積 914 m²他5筆 合計地積 1,349.82 m² 農地種別 2種 農用地区域 外 権利者 市原市在籍 株式会社 義務者 大多喜町在住 事由 休耕地を活用し、資金運用のため太陽光発電施設を設置したい。賃借権設定。なお、こちらの案件ですが、昨年11月の総会で一度、個人名義の申請として総会に回った案件でございますが、その後、添付書類の電力需給申込関係書類に不備があり、昨年12月に取下げがされた案件と同じ地番の案件でございます。この案件は11月総会の際に猿田委員さんに現地報告を頂いておりますので、現地報告

については、割愛をさせて頂きたいと思います。以上です。

議長(岩瀬会長)

事務局の説明が終わりました。番号 15 について質問のある方はお願いします。

藤平委員 (6 番)

11 月の総会時では、権利者が個人であったが今回は会社での申請になったということか。

事務局 (寺井)

はい。その通りです。

藤平委員 (6 番)

分かりました。

議長(岩瀬会長)

他に質問のある方。

山岸委員 (10 番)

前回、取り下げた不備の理由とはなんなんでしょうか。今後審議して行く上で、考慮して行く必要があると思うので。

事務局 (寺井)

不備の理由は、設備認定関係の書類の添付が間に合わなかったと言う事です。

山岸委員 (10 番)

それは農業委員会の問題ではないと言う事か。

事務局 (寺井)

そうですね。申請者側の問題です。

山岸委員 (10 番)

分かりました。

議長(岩瀬会長)

他にございますか。

佐川委員 (2 番)

事務局に伺います。事業計画書の 2 の中で、説明した者の欄が義務者の名前になっているが、これは義務者で良いんですね。義務者で。

事務局 (寺井)

そうですね。事業計画書どおり、義務者が隣接農地所有者にそれぞれ、太陽光発電施設を作る旨を説明したと言う事です。

佐川委員 (2 番)

義務者が説明したと。

事務局 (寺井)

はい。

藤平委員（6番）

これは、あれでしょう。11月に提出された物と内容的には変わり無いですよ。

事務局（寺井）

はい。変わりありません。

藤平委員（6番）

ただ、その時には所有権移転で提出されていると思うが。

事務局（寺井）

はい。今回の申請にあたり、申請者に申請内容を確認したところ、賃借権設定で申請するとのことでした。確認を取りました。

藤平委員（6番）

それで、説明は義務者がしたのか。

事務局（寺井）

実際には、権利者と義務者の間にシステム業者もいるため、その業者も隣接農地所有者に説明をしているとのことでした。

議長(岩瀬会長)

他に質問はありませんか。

議 場

質問・意見等なし

質問がないようですが、番号15について異議ございませんか。

議 場

異議なしの声あり

議長（岩瀬会長）

番号15については異議ないものと認めます。

議案第1号は以上のおり、決定いたしました。

続きまして、議案第2号「地籍調査による農地の地目認定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（寺井）

それでは、4頁をお開きください。議案第2号 地籍調査による農地の地目認定について 「地籍調査において登記簿上の地目が農地である土地に関する地目認定について（昭和56年10月7日付け56国土国第409号国土庁土地局国土調査課長指示）」により、地籍調査による別紙農地の地目を認定するにあたり、大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。平成29年1月23日提出 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫 1 地目認定を要する農地の地目認定一覧表 別添のと

おり。

今回、地籍調査によって地目変更認定の決定を求められた土地については、5頁から23頁までで、対象地区は新丁、船子、森宮地区になります。最終的に213筆の土地について地目認定の申出が提出されております。これに関して、新丁地区を押元委員さんに、また、船子・森宮地区を猿田委員さんに立会をお願いいたしました。別添の資料に記載させていただいておりますが、この中で、No.7、10、34、42、60、72、76、77、96、121、142～145、147、148、150～156、165、167、168、178～180、183、185、188、190～192、196、198、199、201、208、212、213の42筆につきましては、過去に農地法の4条又は5条の申請が提出されて許可済になっているものの、転用事実確認証明の処理が済んでいない案件であり、現地が申請と同様の地目と判断されるため、申出どおりで処理しても差し支えないものと思われます。また、No.36～38については、農地法上の申請が見当たらずさらに現地と地目が一致していないこと、それからNo.1～6、8、63～67、71、209～211の16筆につきましては、現地への進入が困難なため写真での判定をいたしました。本日、参考資料として皆さまに配付をさせていただいておりますので参照の上、判定をお願いしたいと思います。事務局からは以上です。

議長（岩瀬会長）

事務局からの説明が終わりましたが、新丁地区を7番委員の押元委員さん船子・森宮地区については、8番委員の猿田さんが担当となっておりますので、順番に現地報告をお願いいたします。はじめに押元委員さんお願いいたします。

押元委員（7番）

最初から全ての筆を1筆ずつ説明するのでしょうか。

議 場

_____ 時間が足りないのではないか _____

事務局（秋山）

それでは、事務局から補足させていただきます。今、寺井から過去に農地法の4条又は5条の申請が提出されて許可済になっているものの、転用事実確認証明の処理が済んでいない土地について読み上げさせていただきました。その筆に関しましては、申請が出ており、実際に現地も担当委員さんに確認をして頂き、申

請済の地目にほぼ間違いない状態であり、認定が可能と思われます。その他に近々に農地法上の申請があり現状が申請地目と相違があるものや転用事実確認証明での処理が適当と思われるもの、農地法上の申請が見当たらずに現地と地目が一致していないもの、また、いつから現状のような状態になったのかを証するものがなく不明などの理由により今回、申請された地目に認定することが疑問なものも読み上げさせていただきました。この地目認定に関しましては事務局におきまして、現在から昭和48年度までの農地法の申請を確認し、さらに税情報の提供を受け、税金の課税状況を遡ることにより過去の状況を調査したものの限定できなかったものです。その他の案件につきましては、農地法の申請は確認できなかったものの、現地調査により相当数の年数を経たと思われる植林樹または雑木や竹が繁茂していたり、かなりの年数が経過したと思われる家屋が存在するなど明らかに農地として相当数の年数使用が出来ない又は、使用していないものであるため、現地で担当委員さんと協議した結果、非農地相当との判断しか出来ない状態でありましたので、報告いたします。なお、過去の申請につきましては、データ化されておらず、紙ベースのため、調査時に事務局の見落等も危惧されますので、本人から農地法の申請をしたとの申し出等があった場合は再度確認をしたいと考えます。以上です。

議長（岩瀬会長）

押元委員さん、猿田委員さん、今の事務局の補足を踏まえていかがでしょうか。

押元委員（7番）

それでは、現地の報告をいたします。1月10日に現地調査を行いました。調査場所は、バイパスの東側、消防署よりの方ですね。調査前の地目が田や畑になっているところに行ってみますとですね、杉の木がもう30年以上40年位のものが植林されているのが大半です。そうでない場所については、竹や雑草と雑木が覆い茂って、田や畑の目的をなさない、またそれを復元するには、大変な費用と手間の掛かるような状況でありまして、現状で山林の方が良いのではないかと意見もさせていただきました。まあ、そのようなところで、なかなか大変だったなどの思いがしています。ですから、これは地権者の方のご意思があるならば、現状で

やっただけならありがたいと思っております。見た目でそのような状況でありましたのでご報告いたします。以上です。

議長（岩瀬会長）

ありがとうございました。つづきまして猿田委員さんお願いします。

猿田委員（8番）

はい。私は、1月10日の午後と11日の午前・午後に掛けまして、船子と森宮地区を回させていただきました。今、押元委員さんの方から話がありましたように、地目は田や畑でありながらも現状はそういった状況ではなく、非農地といった状況を確認させていただきましたので、よろしく願いいたします。

議長（岩瀬会長）

はい。ありがとうございました。押元委員さん、猿田委員さんからの現地確認報告をいただきました。ご質問がございましたらお願いします。

議 場

————— 質問・意見なし —————

議長（岩瀬会長）

先ほどの事務局の説明どおりでよろしいでしょうか。

議 場

————— 質問・意見等なし —————

質問がないようですが、異議ございませんか。

議 場

————— 異議なしの声あり —————

議長（岩瀬会長）

異議ないものと認めます。

議案第2号は異議ないものと認め以上のとおり、決定いたしました。

続きまして、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（寺井）

はい。それでは、24ページをお開きください。議案第3号 農

業経営基盤強強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を下記のとおり作成するにあたり大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。平成29年1月23日提出 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫 1 大多喜町農用地利用集積計画(案)別添のとおり 2 公告を予定する日 平成29年1月24日 25ページから32ページまでが今回の設定する土地の明細になります。農用地利用集積計画各筆明細書

整理番号28-69 ①利用権を設定する土地・利用権の条件
所在 久我原地区 地目 田 地積 1,298 m² 利用計画 水田
として利用 貸借権での設定で、賃料 コシヒカリ 40kg での設定です。②利用権設定期間3年間で。期間開始日 平成29年1月24日 満了日平成32年1月23日 借賃の支払い期日は毎年10月31日までに持参払い。貸付者 千葉市緑区在住者 借受者 大多喜町在住者。

つづきまして、26ページ

整理番号28-70 ①利用権を設定する土地・利用権の条件
所在 久我原地区 地目 田 地積 1,498 m² 利用計画 水田
として利用 貸借権での設定で、賃料 コシヒカリ 1等米 45kg での設定です。②利用権設定期間3年間で。期間開始日 平成29年1月24日 満了日平成32年1月23日 借賃の支払い期日は毎年9月30日までに持参払い。貸付者 大多喜町在住者 借受者 千葉市緑区在住者。

つづきまして、27ページ

整理番号28-71 ①利用権を設定する土地・利用権の条件
所在 部田地区 地目 田 地積 2,215 m² 利用計画 水田と
して利用 貸借権での設定で、賃料 コシヒカリ 1等米 60kg での設定です。②利用権設定期間6年間で。期間開始日 平成29年1月24日 満了日平成35年1月23日 借賃の支払い期日は毎年10月31日までに持参払い。貸付者 大多喜町在住者 借受者 大多喜町在住者。

つづきまして、28ページ

整理番号28-72 ①利用権を設定する土地・利用権の条件
所在 横山地区 地目 田 地積 1,021 m² 利用計画 水田と
して利用 貸借権での設定で、賃料 玄米 60kg での設定です。

②利用権設定期間 10年間で。期間開始日 平成29年1月24日 満了日平成39年1月23日 借賃の支払い期日は毎年10月31日までに持参払い。貸付者 大多喜町在住者 借受者 大多喜町在住者。

つづきまして、29ページ

整理番号28-73 ①利用権を設定する土地・利用権の条件
所在 横山地区 地目 田 地積 1,021 m² 他2筆合計面積 3,063 m² 利用計画 水田として利用 貸借権での設定で、賃料 コシヒカリ1等米 150kg での設定です。 ②利用権設定期間 10年間で。期間開始日 平成29年1月24日 満了日平成39年1月23日 借賃の支払い期日は毎年9月30日までに持参払い。貸付者 茂原市在住者 借受者 大多喜町在住者。

つづきまして、30ページ

整理番号28-74 ①利用権を設定する土地・利用権の条件
所在 下大多喜地区 地目 田 地積 438 m² 利用計画 水田として利用 貸借権での設定で、賃料 14,000円での設定です。 ②利用権設定期間 10年間で。期間開始日 平成29年1月24日 満了日平成39年1月23日 借賃の支払い期日は毎年10月31日までに持参払い。貸付者 大多喜町在住者 借受者 大多喜町在住者。

つづきまして、31ページ

整理番号28-75 ①利用権を設定する土地・利用権の条件
所在 横山地区 地目 田 地積 611 m² 利用計画 水田として利用 貸借権での設定で、賃料 米 30kg での設定です。 ②利用権設定期間 10年間で。期間開始日 平成29年1月24日 満了日平成39年1月23日 借賃の支払い期日は毎年10月31日までに持参払い。貸付者 大多喜町在住者 借受者 大多喜町在住者。

つづきまして、32ページ。

整理番号28-76 ①利用権を設定する土地・利用権の条件
所在 船子地区 地目 田 地積 1,006 m² 他田4筆 合計面積 3,986 m² 利用計画 水田として利用 使用貸借権での設定です。 ②利用権設定期間 3年間で。期間開始日 平成29年1月24日 満了日平成32年1月23日 貸付者 大多喜町在住者 借受者 大多喜町在住者。

なお、利用権の設定を受ける者（借り手）の経営状況については33ページから34ページのとおりです。こちらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると言えます。以上です。

議長（岩瀬会長）

はい。事務局の説明が終わりました。質問のある方はお願いします。

議長（岩瀬会長）

質問はありませんか。

議 場

————— 質問・意見等なし —————

議長（岩瀬会長）

質問が無いようです。ご異議ございませんか。

議 場

————— 異議なしの声あり —————

議長（岩瀬会長）

議案第3号については異議ないものと認め、以上のとおり決定いたしました。

議件は以上をもって終わります。

（午後3時40分）

議長（岩瀬会長）

それでは、続きまして報告事項について事務局よりお願いします。

事務局（寺井）

はい。それでは35ページをお開きください。報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出があったので報告する。平成29年1月23日 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫 番号26 所在・番地 部田地先 地目 田 地積 249㎡ 他21筆合計地積 8,601.91㎡ 登記原因・日付 相続 平成28年12月22日 権利者 大多喜町在住者
番号27 所在・番地 大戸地先 地目 田 地積 1,026㎡ 他1筆合計地積 1,673㎡ 登記原因・日付 相続 平成28年12月22日 権利者 大多喜町在住者
番号28 所在・番地 八声地先 地目 田 地積 784㎡ 他6筆 合計地積 8,237㎡ 登記原因・日付 相続 平成2

9年1月4日 権利者 大多喜町在住者

報告第2号 利用権の中途解約に係る通知について 下記のとおり、農地法第18第6項の規定による農用地賃貸借権の中途解約に係る通知があったので報告する。平成29年1月23日 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫 番号24 所在・地番 横山地先 地目 田 地積1,021㎡ 他2筆合計面積3,063㎡ 貸付人 茂原市在住者 借受人 大多喜町在住者 事由 規模縮小のため。

報告第3号 農地の転用事実に関する照会について 下記のとおり、千葉地方法務局いすみ出張所登記官から農地の転用に関する照会があったので報告する。平成29年1月23日 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫 番号13 所在・地番 下大多喜地先 地目 田 地積241㎡他1筆合計地積374㎡ 変更登記地目 山林 登記原因・日付 昭和年月日不詳 平成28年12月13日現地確認、こちらは、山岸委員さんと浅野委員さんに立会をお願いしました。照会地の現況は、竹や雑木の他に植林されたと思われる杉木が数本生えていた。周辺の土地が荒廃、山林化しており、進入可能な道路もない場所であった。両筆ともに農地としての復元は困難と判断し、非農地として回答した。土地所有者の住所氏名 千葉市緑区在住者。報告事項は以上です。

議長 (岩瀬会長)

以上報告事項でございます。ご了解いただきたいとおもいます。つづいて、議事日程6のその他に入ります。事務局から何かありますか。

事務局 (寺井)

委員への報告あり。

事務局長 (吉野)

委員さんの方からなにかありますでしょうか。

特にないようですので、以上を持ちまして本日の総会を閉会させていただきます。大変長時間に渡り慎重審議ありがとうございました。ご苦労様でございました。

閉 会 (午後3時46分)

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年1月23日

会 長 岩瀬貞次 

署名委員 藤野昭彦 

署名委員 藤平重男 